

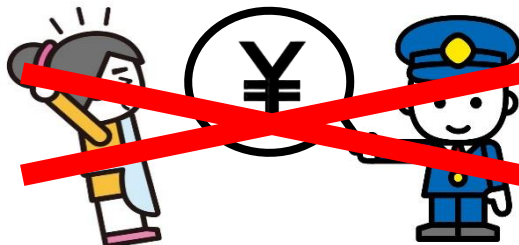
消防署員を装った詐欺事件が 発生しています！

消防署員があなたの家で金銭を要求することは絶対にありません！



粕屋北部消防本部管内において、消防職員を名乗る者が、「**ガス警報器の点検と交換**」という理由で一般家庭に訪問し、点検も交換もせずその費用を請求する詐欺が発生しています。

消防署員が訪問し、ガス警報器の点検、交換、設置することはありません。また、金銭を請求することはありません。



もし、気づかずにサインや承諾をしてしまったら、一般家庭では、8日以内ならクーリング・オフ（一定期間内の契約解除）が可能です。お住まいの消費生活センターへご相談ください。

古賀市在住の方 古賀市消費生活センター TEL:092-410-4084

※月曜、水曜、金曜、土曜の午前10時から午後3時30分まで

新宮町在住の方 新宮町消費生活相談室 TEL:092-410-2182

※火曜、金曜の午前10時から午後4時まで

各センター等が休みの場合 福岡県消費生活センター TEL:092-632-0999

※月曜から金曜、日曜の午前10時から午後4時30分まで